

外国人労働者への支援

現状

- 現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れる等の動きが見られる。
※ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9,296人(前年同期の約11倍)
- これに伴い、定住外国人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となる等就学が困難な状況になりつつある。

施策の概要

(1)通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

日系人集住地域のハローワークを中心に地元市町村と連携した母国語による相談窓口の立上げ、外国人専門の相談・援助センターの設置による通訳を介したきめ細やかな職業相談の実施。

(2)我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

将来的にも日本で安定的な就労ができるよう、日本語コミュニケーション能力、労働条件、雇用慣行、労働・社会保険制度等の理解等を目的とした研修を実施(実施期間3ヶ月間程度)。

(3)帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

帰国を希望する日系人に対し、帰国費用として本人1人当たり30万円、扶養家族については、1人当たり20万円を支給(雇用保険受給期間中については一定額を上積み)

(4)外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施。